

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長 殿
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省総合教育政策局長
清水



障害者の生涯学習の推進方策について（通知）

障害者の生涯学習の推進については、「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について（依頼）」（平成29年4月7日29文科生第13号）により、各教育委員会等に対し、「特別支援教育の生涯学習化に向けて」と題する当時の松野文部科学大臣メッセージについて周知するとともに、文部科学省との連携協力により、障害者の生涯を通じた多様な学習活動を支援する観点からの取組の充実を依頼し、各教育委員会等における取組を進めていただいているところです。

文部科学省では、平成30年2月に「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」を設置し、障害者の生涯学習に関する現状と課題の把握、それに基づく推進方策の検討を行ってきました。平成31年3月に同会議から報告書「障害者の生涯学習の推進方策について 一誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して一」（報告）が取りまとめられ、本報告における提言を踏まえ、文部科学省としては別添1「文部科学省 障害者の学びに関する当面の強化策 2019-2022」のとおり取組を進めることとしましたので、お知らせします。

また、本報告において指摘された都道府県・市町村に期待される取組を別添2としてまとめましたので、都道府県及び市町村におかれては本資料を参照いただき、今後とも障害者の生涯学習の推進に向けた取組に御尽力いただくようお願いします。

さらに、本報告を踏まえた特別支援学校等の学校に期待される取組を別添3としてまと

めましたので、都道府県、市町村及び各教育委員会におかれては所轄又は所管の特別支援学校、高等課程を置く専修学校等の学校に周知くださるようお願いいたします。

また、本報告を踏まえた大学等に期待される取組を別添4としてまとめましたので、大学（短期大学を含む。）、高等専門学校、専門課程を置く専修学校におかれては本資料を参照いただき、今後とも障害者の生涯にわたる学習機会の提供にお取り組みいただくようお願いいたします。

都道府県教育委員会におかれては所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）等及び域内の市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会におかれては所管の学校等に対し、都道府県知事におかれては所轄の学校法人及び学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校設置会社及び当該会社が設置する学校に対し、附属学校を置く国公立大学長におかれては管下の附属学校に対し、専修学校を置く国立大学長におかれては管下の専修学校に対し、厚生労働省医政局及び社会・援護局におかれては所管の専修学校に対し、このことについて周知を図るようお願いいたします。

本有識者会議の報告については、文部科学省のホームページ（トップ＞教育＞生涯学習の推進＞障害者の生涯学習の推進について）に掲載されていることも併せて申し添えます。

【本件連絡先】

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
障害者学習支援推進室
TEL:03-5253-4111（内線 3460）

文部科学省 障害者の学びに関する当面の強化策 2019-2022 (概要)

1. 障害者の多様な学習活動の充実

- (1) 多様な学びの機会提供の促進
 - ・多様な学習プログラム、実施形態のモデルの開発・普及
 - ・放課後の学習に係る優良事例の収集・研究
- (2) 障害の特性を踏まえた学びの場づくり
 - ・視覚障害者等の読書環境の整備推進
 - ・生涯学習における先端技術の活用方策に関する研究
- (3) 学校教育段階からの将来を見据えた教育活動の充実
 - ・特別支援学校高等部学習指導要領及び解説における生涯学習に関する主な記載事項について周知
- (4) 学校卒業後の組織的な継続教育の検討
 - ・障害福祉サービス等における学びに資する実態把握・分析、発信
 - ・大学等における知的障害者等の学びの場づくりに関する実践的な研究

2. 障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり

- ・生涯学習における合理的配慮に関する研究の推進
- ・一般就労以外にも、ピアサポーターとして、あるいは障害者と共に調査や研究を行うインクルーシブリサーチを通じたまちづくりへの参画など多様な社会参加の在り方を提示

3. 障害に関する理解促進

- ・学校における「交流及び共同学習ガイド」(H31.3改訂)の活用促進、「心のバリアフリーノート」の作成
- ・「超福祉の学校」(障害者参加型フォーラム)の実施

4. 障害者の学びの場づくりの担い手の育成

- ・「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」の実施により、障害者の学びの場に携わる実践者同士の交流・学び合いを進め、担い手を育成
- ・社会教育、特別支援教育、障害福祉の制度や仕組み、人的リソース等を理解した中核的人材に期待される役割、身に付けるべき専門性等について研究
- ・社会教育士の活用方策についても具体的に検討
- ・社会教育主事講習や社会教育主事等の現職研修に「障害者の生涯学習支援」を位置づけ

5. 障害者の学びを推進するための基盤の整備

- ・個別の教育支援計画への「生涯学習」の位置づけや、同計画の適切な引継ぎの促進
- ・都道府県、市町村における、障害者の学びの場へのアクセスや情報保障、学びに関する相談支援体制の確保促進
- ・当面、以下の成果指標に基づき実態把握を行った上で継続的にフォローアップを実施
※ 成果指標は施策の進捗状況等を踏まえ、見直し

- ① 教育振興基本計画や障害者計画等に「障害者の生涯学習」に関する目標や事業を位置づけている都道府県・市町村の割合
- ② 障害者の学習機会に関する実態把握を行っている都道府県・市町村の割合
- ③ ホームページ等により、障害者の学習機会に関する情報提供を行う都道府県・市町村の割合
- ④ 生涯学習、教育、スポーツ、文化芸術、福祉、労働等の部局や関係機関・団体等による「障害者の生涯学習」に関する協議を行った都道府県・市町村の割合
- ⑤ 生涯にわたる学習とのつながりを見通した教育を行うことについて、学校運営に関する方針や計画等に位置づけ、実施している特別支援学校の割合

- 「学びの場や学習プログラムが身近にある」と感じる障害者本人の割合の向上

文部科学省 障害者の学びに関する当面の強化策 2019-2022

「障害者の生涯学習の推進方策について（平成31年3月 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告）」を踏まえ、障害者の学びに関する文部科学省としての当面の強化策は以下のとおりである。対象期間は2019年度から、第3期教育振興基本計画の最終年度である2022年度までとする。

1. 障害者の多様な学習活動の充実

(1) 多様な学びの機会提供の促進

(モデルの開発・普及)

障害者の各ライフステージにおいて求められる学びの機会の充実に向けて、公民館等の社会教育施設における講座や特別支援学校の同窓会組織等が主催する学びの場、大学等のオープンカレッジや公開講座、社会福祉法人等における学びの場等、多様な学びの場の整備を図るため、多様な学びの機会整備に結びつく効果的な学習プログラムと実施体制のモデルの開発・普及を図る。

(放課後の学習に係る優良事例の収集・研究)

放課後等デイサービス、放課後児童クラブ、放課後子供教室等を実施する中で行われている障害者の放課後の学習に関する優れた実践事例の収集・研究を行う。

(2) 障害の特性を踏まえた学びの場づくり

(視覚障害者等の読書環境の整備推進)

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律に基づき、「視覚障害者等が利用しやすい書籍（点字図書・拡大図書等）」「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（デジタル図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）」が未だ質・量共に不十分である実態等を踏まえ、視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等やインターネットを利用したサービス提供体制の強化、図書館サービス人材の育成等の施策の推進を図るとともに、他省庁や図書館関係者、出版社、視覚障害者等その他の関係者による協議の場の運営を通じ、視覚障害者等の読書環境の整備を推進する。

(生涯学習における先端技術の活用方策に関する研究)

障害の特性を踏まえた学びの場づくりを推進する観点から、例えば、外出が困難である者の学習機会の確保、意思表示・意思伝達の支援、視覚障害者、聴覚障害者等に対する情報保障、発達障害者等の効果的な学習の推進等の観点から、生涯学習における先端技術の活用方策に関する調査研究を行う。

(3) 学校教育段階からの将来を見据えた教育活動の充実

(学習指導要領等における生涯学習の位置づけの周知)

特別支援学校高等部学習指導要領及び解説における生涯学習に関する主な記載事項(別紙)について、教育委員会の担当者会議や特別支援学校の関係者が集まる会議等において周知し、学校教育段階から生涯学習への意欲を高める指導や社会教育との連携を図った教育を推進する。

(4) 学校卒業後の組織的な継続教育の検討

(障害福祉サービス等における学びに資する実態把握等)

障害福祉サービス等における学びに関する活動の実態を把握する。

当該実態把握の結果を踏まえるとともに、「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」等も活用して優れた事例の収集・分析を進め、発信する。

(大学等における知的障害者等の学びの場づくりに関する研究)

特別支援学校高等部卒業後における知的障害者等の学びについては、障害福祉サービスとして実施しているものや地域の社会教育施設における学習機会等があるが、大学における学びの場づくりも、本人のニーズを踏まえた対応の一つとなり得る。このことを踏まえ、大学等において知的障害者等の学びの場を継続的につくるためにはどのような準備が必要となるのか、知的障害者等の学びの場を大学等に設けることで大学等にどのようなメリットがあるのか、社会的な効果としてどのようなことが考えられるか、といった観点から、大学等における知的障害者等の学びの場づくりに関する実践的な研究を行う。

2. 障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり

(生涯学習における合理的配慮に関する研究)

「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(平成27年策定)の「別紙2 分野別の留意点」における生涯学習・社会教育分野に相当する内容を作成できるよう、生涯学習の場における物理的環境、人的支援、意思疎通(筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字等)における具体的配慮の在り方やルール・慣行の柔軟な変更の在り方等の観点から、合理的配慮の在り方等について調査研究を行う。

(多様な社会参加の在り方の提示)

障害者が、自らの得意なことを生かしながら、希望に応じて、企業等での一般就労以外にもピアサポーターとして同様の障害に困難を感じる者に対する支援を行うことや、障害者と共に調査や研究を行うインクルーシブリサーチの取組を通じてものづくりやまちづくり等に協働的に参画することなど、多様な形態で社会参加ができることをあらゆる場を通じて発信する。

3. 障害に関する理解促進

(交流及び共同学習の推進)

学校において着実に交流及び共同学習が推進されるよう、平成31年3月に改訂した「交流及び共同学習ガイド」の活用促進を図る。また、心のバリアフリーに関する事業の実施、「心のバリアフリーノート」の作成を通じて、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会の充実を一層図る。

(「超福祉の学校」(障害者参加型フォーラム)の実施)

障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくりの一環として、また、障害に関する理解促進、共生社会の実現に向けた啓発の観点からも、東京都渋谷区で開催される「超福祉展」と連携し、「超福祉の学校」(障害者参加型フォーラム)を実施する。その際、メディアの協力も得て、本人、支援者、都道府県、市町村、関係機関・団体等を広く巻き込み、取組の効果が十分に共有されるよう努める。

4. 障害者の学びの場づくりの担い手の育成

(コンファレンスの実施)

令和元年度から実施する文部科学省事業「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」において、誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現に向けて、障害のある者とない者の交流による障害理解を促進するとともに、各地で障害者の学びの推進に携わっている都道府県、市町村や社会福祉法人、NPO法人、企業等の民間団体の実践者同士が相互に情報共有、実践交流を進め、担い手の育成を図ることにより、各地における障害者の学びの場の拡大につながるよう、企画・実施する。

(障害者の学びの場づくりを進める中核的人材に関する研究)

障害者の学びの場づくりを進める中核的人材には、社会教育や特別支援教育、障害福祉の各分野の制度や仕組み、人的リソース等を理解し、地域の実情に即して、実際に障害者の学びの場を作ることや既にある学習機会につなげること等が求められる。こうした中核的人材について、①期待される役割、②育成の過程で身に付けるべき専門性等、③どのような者が適切か等の観点から、研究を行い、その成果を全国に発信する。その中で、令和2年度より新たに称号の付与が行われる社会教育士の活用方策についても具体的に検討する。

(社会教育主事講習等の充実)

社会教育主事や社会教育士に、障害者の学びに関する素養を育む観点から、大学等で開設される社会教育主事講習や社会教育主事等の現職研修の内容として「障害者の生涯学習支援」の位置づけを図るとともに、障害者の学びの場づくりの担い手としての期待が高い特別支援学校等の教員経験者や障害福祉の関係者等の、社会教育主事講習の受講機会を充実させるための方策等について検討する。

5. 障害者の学びを推進するための基盤の整備

(個別の教育支援計画への「生涯学習」の位置づけ，適切な引継ぎの促進)

学校教育から卒業後の学びへの円滑な移行を進めるとともに，学びに関する相談支援を充実するため，特別支援学校，小・中学校の特別支援学級に在学する幼児児童生徒，小・中学校及び高等学校において通級による指導が行われている児童生徒について作成される個別の教育支援計画に「生涯学習」を位置づけることの意義や，当該計画を進路先の企業や福祉施設等に適切に引き継ぐことが望ましいこと，引き継ぐ際の留意点等について，教育委員会の担当者会議や特別支援教育の関係者が集まる会議等において説明・周知する。

(都道府県，市町村における体制整備，取組促進)

障害者の学びの場へのアクセスや学びの場での情報保障，学びに関する相談支援体制を確保するように，都道府県・指定都市の生涯学習・社会教育の担当者が集まる会議や，都道府県，市町村の障害者学習支援担当が集まるコンファレンス，人材育成研修会等の場において周知する。

(障害者の生涯学習推進に係る施策のフォローアップ)

障害者の生涯学習を全国で着実に推進するため，当面，以下の成果指標に基づき実態把握を行った上で継続的にフォローアップを行う。このことにより，施策を通じて障害者の学びに関する国内の環境が改善されているか確認するとともに，客観的な根拠に基づき成果と課題の検証を行い，より効果的・効率的な施策の立案に生かすサイクルを実践していく。

<当面の成果指標>

- ① 教育振興基本計画や障害者計画等に「障害者の生涯学習」に関する目標や事業を位置づけている都道府県・市町村の割合
- ② 障害者の学習機会に関する実態把握を行っている都道府県・市町村の割合
- ③ ホームページ等により，障害者の学習機会に関する情報提供を行う都道府県・市町村の割合
- ④ 生涯学習，教育，スポーツ，文化芸術，福祉，労働等の部局や関係機関・団体等による「障害者の生涯学習」に関する協議を行った都道府県・市町村の割合
- ⑤ 生涯にわたる学習とのつながりを見通した教育を行うことについて，学校運営に関する方針や計画等に位置づけ，実施している特別支援学校の割合

なお，本成果指標については，施策の進捗状況等を踏まえ見直しを行うものとする。

上記に加え，障害者本人等へのアンケート調査を行い，

○ 「学びの場や学習プログラムが身近にある」と感じる障害者本人の割合の把握を行い，障害者本人にとって身近で学ぶことができる環境となっているか，継続的に確認していく。

都道府県，市町村に期待される取組（概要）

※学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告を踏まえ策定

1. 障害者の多様な学習活動の充実

- ・都道府県と市町村の連携による、地域における障害者の学びの場の確保
- ・特別支援学校等における社会教育と連携した教育の推進に向けた、都道府県教育委員会等による支援
- ・都道府県教育委員会等による、学校運営協議会等を活用した、特別支援学校等と地域の連携・協働による社会教育施設をはじめとした地域の様々な学習機会に関する情報の整理・共有の促進
- ・視覚障害者等の読書環境の整備推進

2. 障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり

- ・都道府県、市町村や公民館等の主催事業や講座等の合理的配慮の観点からの見直し、障害の有無にかかわらず共に学ぶ場の拡大

3. 障害に関する理解促進

- ・市町村の障害者学習支援担当の、市町村社会福祉協議会との連携・協働による、地域における障害理解促進の取組推進

4. 障害者の学びの場づくりの担い手の育成

- ・都道府県、市町村の障害者学習支援担当や生涯学習・社会教育担当の職員等の、実践者同士の学びあいによる担い手の育成等を目指して全国6カ所で文部科学省が開催する「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」への参加
- ・都道府県の障害者学習支援担当による、市町村の障害者学習支援担当を対象とした人材育成研修の実施

5. 障害者の学びを推進するための基盤の整備

- (1) 都道府県、市町村における連携体制の構築、学びの場の確保
 - ・市町村障害者学習支援担当の、庁内関係部局、外部の関係機関・団体等との連携による、域内の障害者の学びの場に関する情報収集とホームページ等における情報提供
 - ・都道府県と市町村の連携による、地域における障害者の学びの場の確保
 - ・社会教育委員、公民館運営審議会、図書館協議会、博物館協議会等への特別支援教育・障害福祉関係者の参加促進
 - ・市町村の（自立支援）協議会への、障害者学習支援担当や生涯学習・社会教育関係者の参加促進
- (2) 本人のニーズを踏まえた、学びに関する相談支援体制づくり
 - ・市町村の障害者学習支援担当が、基幹相談支援センターや障害者就業・生活支援センター等と連携し、両センターで学びに関する相談を受けた場合に学びの場までつなげる
- (3) 都道府県、市町村の教育振興基本計画等への位置づけ
 - ・都道府県及び市町村が作成する教育振興基本計画や障害者計画、総合計画や生涯学習・社会教育の推進に関する計画等への、障害者の生涯学習に関する目標や事業の位置づけ

都道府県，市町村に期待される取組

「障害者の生涯学習の推進方策について（平成31年3月 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告）」を踏まえ，都道府県，市町村には以下のような取組が期待される。

1. 障害者の多様な学習活動の充実

（都道府県と市町村の連携による，地域における障害者の学びの場の確保）

都道府県と市町村が連携しながら社会教育施設等において障害の有無にかかわらず学ぶことができる講座を実施したり，都道府県及び市町村が，障害者の学びの場づくりに携わる関係機関・団体と連携して，地域の実情に応じて学びの場を確保したりすることが求められる。

（学校教育段階からの社会教育と連携した教育活動の推進）

都道府県教育委員会等においては，特別支援学校等において社会教育と連携した教育活動を推進することができるよう支援することが望ましい。

特別支援学校に対しては，別紙で添付した特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月告示）とその解説を踏まえ，各教科等の教育活動全体を通じて生涯学習への意欲を高めるとともに，地域の社会教育施設等における様々な学習機会に関する情報提供を行うなど，社会教育との連携を図った教育活動を推進することや，生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ，豊かな生活を営むことができるよう，地域のスポーツ団体，文化芸術団体及び障害福祉団体等と連携し，多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう，配慮することが求められている。

また，学校運営協議会等を活用しながら特別支援学校等と地域が連携・協働し，学校や地域の実情に応じ，学校運営の方針や現状と課題を協議する中で，社会教育施設をはじめとした地域の様々な学習機会に関する情報を整理して互いに共有すること等を促進していくことが望まれる。

（視覚障害者等の読書環境の整備推進）

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律に基づき，「視覚障害者等が利用しやすい書籍（点字図書・拡大図書等）」「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（デジタル図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）」が未だ質・量共に不十分である実態等を踏まえ，視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等やインターネットを利用したサービス提供体制の強化，図書館サービス人材の育成等の施策の推進を図ることにより，視覚障害者等の読書環境の整備を推進することが求められる。

2. 障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり

(主催事業・講座等の合理的配慮の観点からの見直し)

都道府県、市町村や公民館等の社会教育施設等が主催する事業や講座等の内容を合理的配慮の観点から見直し、可能な限り障害の有無にかかわらず共に学ぶ場を増やしていくことが望ましい。

3. 障害に関する理解促進

(地域における障害理解を促進するための社会福祉協議会との連携)

社会福祉協議会(以下、「社協」という。)は、社会福祉法に基づき、民間の社会福祉活動を推進することを目的として設置された民間組織であり、市町村の社協においては、学齢段階から幼少者・高齢者・障害者等との交流体験などの福祉体験活動を中心としたボランティア活動を進めることで、子供達が様々な人々を自然に受け入れ、交流できる態度や福祉への関心を育む福祉教育・ボランティア学習を展開している。市町村の障害者学習支援担当においては、こうした社協との連携・協働も図りながら、地域における障害に関する理解促進を図るための取組を行うことが望まれる。

4. 障害者の学びの場づくりの担い手の育成

(コンファレンスへの参加)

都道府県及び市町村の障害者学習支援担当の職員、生涯学習・社会教育担当部局の職員等は、各地における障害理解の促進、実践者同士の学びあいによる担い手の育成、障害者の学びの場の拡大を目指して、令和元年度は全国6カ所で文部科学省が開催する「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」等の場に参加することが望ましい。

(都道府県による市町村向け人材育成研修の実施)

市町村の障害者学習支援担当職員が、障害者の生涯学習推進に関する基本的な考え方や先進事例について学び、理解し、必要な専門性を身に付けることが重要である。このため、都道府県の障害者学習支援担当においては、庁内の福祉・労働・スポーツ・文化芸術等の関係部局と連携し、国における動向等も踏まえた上で、市町村の障害者学習支援担当を対象として、国の政策動向等の説明や域内の優れた実践に関する紹介を行う人材育成研修を行っていくことが望まれる。

5. 障害者の学びを推進するための基盤の整備

(1) 都道府県、市町村における連携体制の構築、学びの場の確保

(庁内連携、関係機関・団体等との連携の推進、域内の学びの場の確保)

学校卒業後の障害者の学びは、生涯学習に加え教育、スポーツ、文化芸術、福祉、労働等の分野と密接に関わりながら展開されること、学びの場づくりは、社会福祉法人やNPO法人、企業等において幅広く行われている実態があることを踏まえ、特に市町村には、例えば関係者が集う協議会を設けること*などにより、障害者学習支援担当が庁内

の関係部局，外部の関係機関・団体等と連携し，域内の障害者の学びの場に関する情報収集をした上でホームページ等において情報提供することが望ましい。都道府県は，市町村による情報収集・提供の取組が円滑に推進できるよう，市町村からの相談への対応等の支援を行うことが望まれる。

なお，都道府県においては，障害者の自立と社会参加を促進する観点から，「障害者芸術文化活動支援センター」を設置し，芸術文化活動を行う障害者本人や事業所等に対する相談支援，芸術文化活動を支援する人材の育成，関係者のネットワークづくり，発表の機会の創出などを行っていることから，こうした動きとの連動を図り，対応の強化を図ることが期待される。

* 一つの例として，秋田県においては県生涯学習推進本部に「障害者のための生涯学習支援連絡協議会」を設け，庁内関係部局間での情報共有を行っている。（有識者会議報告書 p143 参照）

（社会教育委員，公民館運営審議会，図書館協議会，博物館協議会等への特別支援教育・障害福祉関係者の参加）

社会教育に関して教育委員会や社会教育施設の長に助言をする役割を果たす社会教育委員，公民館運営審議会，図書館協議会，博物館協議会等に，特別支援教育に携わる教員や障害福祉関係者，障害者等の参加が進むよう，各機関の運営を見直すことが望ましい。

各機関において，生涯学習・社会教育と特別支援教育，障害福祉の関係者のネットワークの構築を図り，学校卒業後における障害者の学びの場の整備・拡充や情報共有の仕組み等について協議・審議することで，学校卒業後における障害者の学びをよりよく支援するための環境整備につなげていくことが望まれる。

（（自立支援）協議会への生涯学習・社会教育関係者の参加）

多様な関係者との連携の場として，障害者本人や家族，福祉，医療，教育等の地域の関係者が集まり，個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し，その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を果たす市町村の（自立支援）協議会に，市町村の障害者学習支援担当をはじめとして生涯学習・社会教育関係者が参加するよう，（自立支援）協議会の担当部局と連携を図っていくことが望ましい。当該協議会において，生涯学習・社会教育が障害福祉の関係者のネットワークの構築を図り，学校卒業後における障害者の学びの場の整備・拡充や，生涯学習・社会教育と障害福祉の情報共有の仕組み等について協議することで，障害者の学びをより良く支援するための環境整備を図ることが望まれる。

（2）本人のニーズを踏まえた，学びに関する相談支援体制づくり）

市町村の障害者学習支援担当が，障害者総合支援法に基づき地域における相談支援の中核的な役割を担うものとして設置された基幹相談支援センターや，障害者雇用促進法に基づき，障害者の就業と生活に関する一体的な相談・支援を行っている障害者就業・生活支援センター等と連携し，両センターにおいて受けた相談の中で学びに関するものがあつたときに，障害者学習支援担当が把握している学びの場までつなげていくことが

望まれる。

(3) 都道府県、市町村の教育振興基本計画等への位置づけ

都道府県及び市町村においては、障害者の学びを最も身近で支える行政機関として、地域の障害者が学校卒業後も学び続けることができるよう、一貫した視点から取組を進めることが重要である。このため、都道府県及び市町村が作成する教育振興基本計画や障害者計画、総合計画や生涯学習・社会教育の推進に関する計画等に、地域の実情に合った形で障害者の生涯学習に関する目標や事業を位置づけ、当該計画に則り、取組を着実に推進することが期待される。

特別支援学校等の学校に期待される取組

※学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告を踏まえ策定

「障害者の生涯学習の推進方策について(平成31年3月 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告)」を踏まえ、特別支援学校等の学校には以下のような取組が期待される。

1. 特別支援学校等の学校に期待される取組

(学習指導要領を踏まえた取組の推進)

高等学校及び特別支援学校の学習指導要領においては、ともに生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、必要な資質・能力の着実な育成を求めている。

特に、特別支援学校においては、別紙で添付した特別支援学校高等部学習指導要領(平成31年2月告示)とその解説を踏まえ、各教科等の教育活動全体を通じて生涯学習への意欲を高めるとともに、地域の社会教育施設等における様々な学習機会に関する情報提供を行うなど、社会教育との連携を図った教育活動の推進を行うことが望ましい。また、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう、配慮することが求められる。

* 別紙「特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項」を参照。

(在学中からの能動性・主体性の涵養)

学校においては、障害のある児童生徒の個々の状態等に応じて適切な支援を行うとともに、児童生徒が自ら環境を整えたり、必要に応じて支援を求めたりすることや、児童生徒が能動的に自己選択・自己決定することができるよう、計画的に指導していくことが望ましい。

(交流及び共同学習の推進)

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、学校卒業後においても、障害のある児童生徒にとっては、様々な人々と共に助け合って生きていく力となり、積極的な社会参加につながるるとともに、障害のない児童生徒にとっては、障害のある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、積極的に支援を行ったりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障害のある人と共に支え合う意識の醸成につながる観点から、大きな意義を有する。学校においては、交流及び共同学習をその場限りの活動で終わらせないよう、子供たちに対する十分な事前学習・事後学習を実施するとともに、日常の学校生活においても障害者理解に係る丁寧な指導を継続して実施するなど、継続的な取組として、年間を通じて計画的に進めることが望ましい。

(学校運営協議会等を活用した地域の学習機会の共有)

学校運営協議会等を活用しながら学校と地域が連携・協働し、学校や地域の実情に応じ、学校運営の方針や現状と課題を協議する中で社会教育施設をはじめとした地域の様々な学習機会に関する情報を整理して互いに共有することが望ましい。

(個別の教育支援計画への「生涯学習」の位置づけ)

特別支援学校、小・中学校の特別支援学級に在学する幼児児童生徒、小・中学校及び高等学校において通級による指導が行われている児童生徒について、一人一人に必要とされる教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した的確な支援を行うことを目的に、各学校においては、個別の教育支援計画を作成している。教員、保護者、生徒本人が生涯学習に対する関心・意欲を高め、地域における生涯学習の機会に意識的につながることができるよう、当該計画の中に生涯学習に関する項目を位置づけることが望まれる。

(個別の教育支援計画の適切な引継ぎ)

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成30年8月27日初等中等教育局長通知）において示したとおり、障害のある児童生徒等については、学校生活のみならず、家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であることから、各学校においては、個別の教育支援計画について、本人や保護者の同意を得た上で、進路先の企業や福祉施設等に適切に引き継ぐことが望ましい。そのため、個別の教育支援計画を作成する際に、本人や保護者に対し、その趣旨や目的を十分に説明して理解を得、第三者に引き継ぐ旨についてもあらかじめ引き継ぎ先や内容などの範囲を明確にした上で、同意を得ておくことが望まれる。

(教員と福祉関係職員との連携強化、福祉サービスに係る理解促進)

平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に合わせ、サービス利用支援等の実施時に相談支援を担当する職員が教育機関等の職員と面談等を行い、必要な情報提供を受け協議等を行った上でサービス等利用計画等を作成した場合に、加算が行われることとなったことも契機として、在学中から教員が福祉の相談支援に携わる職員との連携を強化し、サービス等利用計画作成などの障害福祉サービスの利用の流れについて、教員や生徒・保護者等の理解を深めていくことが望まれる。

(障害者の生涯学習に関する教員の理解促進)

学校教育から卒業後の学びへの円滑な移行の重要性について理解を深められるよう、特別支援学校等の学校の教員は、各地における障害理解の促進、実践者同士の学びあいによる担い手の育成、障害者の学びの拡大を目指して、令和元年度は全国6カ所で開催する文部科学省事業「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」等の場に参加することが望ましい。

2. 特別支援学校に期待される取組

(特別支援学校における卒業生のフォローアップ)

卒業生が円滑に次のステージに進めるよう、卒業後の一定期間、卒業生の様子（例：就職先での状況など）をフォローアップしたり、進路などの相談窓口になったりするなどの支援に取り組むことが望ましい。なお、学校によっては、フォローアップの一環として、仕事への適応や上司・同僚とのコミュニケーション等の不安などに対応するため、卒業生の学びの場（例：職場報告会、生活設計・雇用制度・職場でのコミュニケーションの学習など）を提供している例もあり、こうした取組も参考とすることが望まれる。

(同窓会組織等が主催する学びの場への協力)

特別支援学校において同窓会組織等が学びの場をつくる際、学校施設の貸出や特別支援学校教員の支援ノウハウ、人的ネットワーク等との連携を図る等の協力をすることが望ましい。なお、その際教員の働き方には十分配慮することが重要である。

大学等に期待される取組

※学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告を踏まえ策定

「障害者の生涯学習の推進方策について（平成31年3月 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告）」を踏まえ、大学等には以下のような取組が期待される。

(大学等が提供する公開講座等における不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供)

「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」（平成29年3月）において、障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する考え方と対処、各大学等が取り組むべき主要課題とその内容等について示していることを踏まえ、大学等においては、実施するオープンカレッジや公開講座等において、不当な差別的取扱いを行わないようにするとともに、合理的配慮を提供することが期待される。

(知的障害者等の学びの場づくり)

大学等には、多様な学生の受入れを通じた教育研究の一層の高度化の観点からも、地域や社会への貢献の観点からも、特別支援学校等を卒業した後の障害者の学びの場としての役割を果たすことが求められている。これまで行ってきたオープンカレッジや公開講座、障害のある学生に対する支援を一層充実していくことが期待される。

特別支援学校等卒業後の組織的な継続教育の観点や、一旦就職した障害者が職業生活の充実や仕事のスキルアップのために学ぶ障害者のリカレント教育推進の観点からも、大学等における知的障害者の学びの場づくりについて、諸外国の事例も参考に、国との連携も図りながら積極的な取組を検討していくことが期待される。

特別支援学校高等部
学習指導要領(平成31年2月公示)

第1章 総則

第2節 教育課程の編成

第5款 生徒の調和的な発達への支援

1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実

(5) 生徒が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、もてる能力を最大限伸ばすことができるよう、生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努めること。また、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう配慮すること。

特別支援学校高等部学習指導要領解説

(5) 生涯学習への意欲の向上(第1章第2節第5款の1の(5))

本項は、障害者のライフステージ全体を豊かなものとするためには、障害のある生徒に対して学校教育段階から将来を見据えた教育活動の充実を図ることを示している。

人が豊かな人生を送っていこうとすれば、単に生活が保障され、仕事により賃金を得て、社会における役割を果たしていくのみならず、学習、文化、スポーツといった生涯にわたる学習や体験の中から生き甲斐を見つけ、人と繋がっていくことが必要となってくる。

そのため学校教育においては、卒業後の生活において、進路に関する指導だけでなく、スポーツ活動や文化活動などを含め、障害のある生徒が、自己実現を図るための生涯にわたる学習活動全般を楽しむことができるよう、第2章以下に示す各教科・科目等又は各教科等の指導や、第1章第2節第3款の1の(6)及び第5款の1の(3)、第6款の1の(3)に示されていることを踏まえ、在学中から地域における活動に参加し、楽しむ態度を養うとともに、そのために必要な行政や民間による支援について学ぶなど、卒業後においても様々な活動に積極的に参加できるように、生涯学習への意欲を高めることが重要である。

障害のある生徒が、学校卒業後も必要な支援を受けながら豊かな生活を送るためには、特別支援学校と、企業や障害者福祉施設等、高等教育機関といった卒業後の進路先とが、密接な連携を図ることが不可欠である。

引き続き、特別支援学校の場においても、学校教育のみならず、社会教育、文化及びスポーツといった、就労や日常生活の時間とは異なる、生涯を通じて人々の心のつながりや相互に理解しあえる活動の機会が提供されるような機能が総合的に発揮されるようにすることも大切である。

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項
(前文・第1章 総則)

	学習指導要領	解 説
前文	(前略) 幼児期の教育及び義務教育の基礎の上に、高等部卒業以降の教育や職業、生活、生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、生徒の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに特別支援学校高等部学習指導要領を定める。	
第1章総則	1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	(3) コンピュータ等や教材・教具の活用
第3款 教育課程 の実施と 学習評価	(3) 第2款の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。	(前略) 今日、コンピュータ等の情報技術は急激な進展を遂げ、人々の社会生活や日常生活に浸透し、スマートフォンやタブレットPC等に見られるように情報機器の使いやすさの向上も相まって、生徒が情報を活用したり発信したりする機会も増大している。(中略) このことにより、職業生活ばかりでなく、学校での学習や生涯学習、家庭生活、余暇生活など人々のあらゆる活動において、更には自然災害等の非常時においても、そうした機器やサービス、情報を適切に選択・活用していくことが不可欠な社会が到来しつつある。(後略)
	1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	(6) 学校図書館、地域の公共施設の利活用
	(6) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。	(前略) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、学校図書館の活用に加えて、資料調査や本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させるため、地域の図書館、博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設を積極的に活用することも重要である。(後略)

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第1章 総則)

	学習指導要領	解 説
第5款 生徒の調和的な発達 の支援	1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実 (3) 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基礎となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として各教科・科目等又は各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。	(3) キャリア教育の充実 (前略)更に、キャリア教育を進めるに当たり、家庭・保護者の役割やその影響の大きさを考慮し、個別的教育支援計画を活用し、家庭・保護者との共通理解を図りながら進めることが重要である。その際、各学校は、保護者が生徒の進路や職業に関する情報を必ずしも十分に得られていない状況等を踏まえて、産業構造や進路を巡る環境の変化等の現実に即した情報を提供して共通理解を図った上で、将来、生徒が社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけを行うことが必要である。(後略)
	1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実 (5)(前掲)	(5) 生涯学習への意欲の向上 (前掲)
第6款 学校運営上の留意事項	1 教育課程の改善と学校評価等、教育課程外の活動との連携等 (3) 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。	(3) 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連 (前略)特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。 (中略)運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。(後略)

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第1節 視覚障害者・聴覚障害者・肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	科目等	学習指導要領	解 説	
第3款 保健医療	第3 各科目に わたる指 導計画の 作成と内 容の取扱 い	2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 単元などの内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、保健医療(医療)(理学療法)の見方・考え方を働かせ、健康に関する事象を、当事者の考えや状況、保健医療(医療)(理学療法)が生活に与える影響に着目して捉え、当事者による自己管理を目指して、適切かつ効果的な保健医療(医療)(理学療法)を関連付ける実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。	第5 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い (前略)選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど、高等部の生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようになるためには、これまでの優れた教育実践の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を推進していくことが求められている。(後略)	
第4款 理療				
第5款 理学療法				
第6款 印刷				
第7款 理容・美容				
第8款 クリーニング				
第9款 歯科技工				
第7款 理容・美容	【課題研究】	3 内容の取扱い		
第8款 クリーニング		イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。		
第9款 歯科技工			イについては、生涯にわたる学習の基礎を培う観点から、自ら学ぶ目標を定め、何をどのように学ぶかという主体的な学習の仕方を身に付けるように配慮し、自ら学ぶ意欲を養うことが大切である。したがって、生徒が自ら設定した課題解決や目標達成に向けて行う活動、職場体験などの主体的な学習において、メンバーや指導教員、企業人など、課題研究に関連する人たちと広くコミュニケーションを図りながら、この課題研究により得た学習成果について発表し、成果に対する評価を行い、改善することができるような指導の工夫が必要である。(また、課題研究の授業時間内だけではなく、文化祭などの様々な機会を利用して、学習成果を発表し、その評価が客観的になされるよう配慮することが大切である。)	

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

教科	学習指導要領	解 説
第1款 各学科 に共通 する各 教科の 目標及 び内容	【国語】	<第2段階の生徒の姿>
	2 各段階の目標及び内容	2段階の生徒は、将来の職業生活や家庭生活を見据えて、地域や社会における事物や人との関わりを広げ、繰り返しながら、言葉に相手とのつながりをつくる働きがあることに気づき、相手や目的に応じて活用しようとする段階である。このため、国語科の指導においては、相手や場面、状況に応じて自ら多様な人々や社会と関わろうとする中で、意図や目的を共有して話し合ったり、効果的に伝えるために表現方法を工夫したり、生活の中で適切に国語を活用したりする経験を積み重ねることを通して、卒業後の生涯にわたる様々な生活場面や社会生活に必要な国語を身に付けることが大切である。
	○2段階 (1)目標	<2段階の目標>
	ウ 言葉がもつよさを認識するとともに、進んで読書をし、国語を大切に、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。	③ 学びに向かう力、人間性等のウ 読書については、1段階では「幅広く」、2段階では「進んで」読書することに重点を置いている。読書の楽しさや自分にとっての有効性を実感しながら、日常生活の中で主体的に読書をする態度を示している。このような態度を育成することは、卒業後の生涯学習への意欲を高めることにもつながるものである。

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

教科	学習指導要領	解 説
第1款 各学科 に共通 する各 教科の 目標及 び内容	【社会】	
	2 各段階の目標及び内容	
	○1段階 (2)内容 イ 公共施設の役割と制度	
	(ア)公共施設の役割に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(ア)の⑦の「生活に関係の深い公共施設や公共物の役割とその必要性について知る」の「生活に関係の深い公共施設」とは、中学部で挙げた、市(区)役所や町(村)役場(以下、「市役所」という。)、学校、公園、公民館、コミュニティセンター、図書館、児童館、体育館、美術館、博物館、資料館、文化会館、消防署、警察署、交番、裁判所などのほかに、公共職業安定所などが挙げられる。また、「公共物」とは、学校の共有備品、電車やバスなどの交通機関などの公共のためのものを指す。
	⑦ 生活に関係の深い公共施設や公共物の役割とその必要性を理解すること。	実際の指導に当たっては、それらの公共施設や公共物は、それぞれに様々な機能を有しており、社会生活をより快適に営むのに必要なものであることを知ることが大切である。その際には、実際に公共施設を見学したり、資料を通して、公共施設の役割や機能を知り、現在や将来の自分の生活における適切な利用の仕方について考えることが重要である。
	⑧ 生活に関係の深い公共施設や公共物の利用の仕方を調べ、適切な活用を考え、表現すること。	例えば、公共職業安定所では、求職登録や職業相談を受けること、市役所では、住民票の取得や福祉サービスの利用申請、年金の申請を行うことなど、現在や将来の生活での利用を考えながら公共施設の役割と必要性について知ることが大切である。

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

教科	学習指導要領	解 説
第1款 各学科 に共通 する各 教科の 目標及 び内容	<p>【音楽】</p> <p>1 目標 表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。</p> <p>3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>(2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ウ 生徒が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるような機会をつくるなど、生徒や学校、地域の実態に応じて、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。</p>	<p>(前略)</p> <p>「音楽を愛好する心情」とは、生活に音楽を生かし、生涯にわたって音楽を愛好しようとする思いである。この思いは音楽のよさや美しさなどを感じ取ることによって形成される。音楽活動によって生まれる楽しさや喜びを実感したり、曲想と音楽の構造との関わりや、背景となる風土、文化や歴史などを理解したりすることを通して、音楽を愛好する心情を育てていく。(中略)</p> <p>「音楽に親しんでいく態度」とは、音楽科の学習が基盤となって生涯にわたって音楽に親しみ、そのことが人間的成長の一側面となるような態度のことである。そのためには、生徒が進んで様々な音や音楽及び様々な音楽活動に親しみ、音楽活動を楽しむとともに、生涯にわたって音や音楽への興味・関心をもち続け、それを更に高めていくための素地を育てていくことが求められる。(後略)</p> <p>(前略)</p> <p>学校内の音楽活動には、音楽の授業のみではなく、特別活動における諸活動などにおいて、歌を歌ったり楽器を演奏したり音楽を聴いたりする活動も含まれる。学校外における音楽活動には、生徒が自分たちの演奏を披露するだけではなく、音楽家や地域の人々によるコンサートなどの様々な音楽活動が含まれる。(中略)</p> <p>このように、生徒が音楽科の学習内容と学校内外の音楽活動とのつながりを意識できるようにするためには、例えば、授業で学んだことを音楽科の授業以外の場面で発表するなど、音楽科の授業以外の場面においても音楽に主体的に関わっていく機会を活用していくことが必要である。</p>

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

教科	学習指導要領	解 説
第1款 各学科 に共通 する各 教科の 目標及 び内容	<p>【美術】</p> <p>3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>オ 2の各段階の内容の「目鑑賞」の指導に当たっては、生徒や学校の実態に応じて、地域の美術館や博物館等と連携を図ったり、それらの施設や文化財などを積極的に活用したりするようにすること。また、学校図書館等における鑑賞用図書、映像資料等の活用を図ること。</p> <p>3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>(2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>シ 生徒が鑑賞に親しむことができるよう、校内の適切な場所に鑑賞作品などを展示するとともに、学校や地域の実態に応じて、校外においても生徒作品などの展示の機会を設けるなどすること。</p>	<p>オについて、地域によって美術館や博物館等の施設や美術的な文化財の状況は異なるが、学校や地域の実態に応じて、実物の美術作品を直接鑑賞する機会が得られるようにしたり、作家や学芸員と連携したりして、可能な限り多様な鑑賞体験の場を設定するようにする。連携については、生徒の鑑賞の活動をより豊かに展開していく観点から学校と美術館等が活動のねらいをお互いに共有しながら推進することが大切である。</p> <p>シについて、授業で制作した生徒の作品や鑑賞作品などを、ふだんから校内で鑑賞できるよう、適切な場所に展示し、いつでも作品に親しむことができる環境をつくるのが望ましい。美術室における作品展示の仕方に創意工夫を図るとともに、それ以外の場所として、玄関ホールや廊下、階段、空き教室などの壁面を活用してミニギャラリーを設け、展示することなどが考えられる。</p> <p>また、地域で表現する場をつくることなどにより、学校と社会とをつないでいくことに取り組むことも重要である。特に美術科は、作品を介して教室内の人間関係だけでなく、教職員や保護者、地域の人々などと連携ができる教科であり、身近なところから社会に関わる活動を進めていくことは、生徒の学びを深めていく上で効果的である。</p>

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	教科	学習指導要領	解 説
第1款 各学科に共通する各教科の目標及び内容	【保健体育】	<p>1 目標</p> <p>体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的・計画的な解決に向けた主体的・協働的な学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(3) 生涯にわたって継続して運動に親しむことや、健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。</p>	<p>この目標は、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を育成することを目指すとともに、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続することを目指すことを示している。(中略)「体育や保健の見方・考え方」の「体育の見方・考え方」とは、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する観点を踏まえ、「運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること」としている。(中略)</p> <p>保健体育科においては、見方・考え方を働かせることができるようになる学習過程を工夫することにより、「生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力」の育成につなげようとするものである。</p> <p>「課題を発見し、合理的・計画的な解決に向けた主体的・協働的な学習過程」とは、体育分野においては、各領域特有の特性や魅力に応じた課題や生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続するための課題等を見出し、運動に関わる一般原則や運動に伴う事故の防止等の科学的な知識や技能及びスポーツライフをより豊かにするための知識や技能を活用して、計画を立て、実践し、評価するといった課題解決の過程などを活用して、自らの学習活動を振り返りつつ、仲間とともに課題を解決し、次の学びにつなげられるようにするという学習の過程を示している。</p>

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	教科	学習指導要領	解 説
第1款 各学科に共通する各教科の目標及び内容	【職業】	<p>2 段階の目標と内容</p> <p>(2) 内容</p> <p>A 職業生活</p> <p>イ 職業</p> <p>職業に関わる事柄について、他者との協働により考えを深めたり、体験したりする学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(イ) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。</p> <p>① 職業生活に必要な健康管理や余暇の過ごし方の工夫について考えること。</p> <p>ⓑ 情報機器の活用</p> <p>職業生活で使われるコンピュータ等の情報機器を扱うことに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>イ 情報セキュリティ及び情報モラルを踏まえ、コンピュータ等の情報機器を扱い、収集した情報をまとめ、考えたことについて適切に表現すること。</p>	<p>イ(イ)①の「健康管理や余暇の過ごし方の工夫について考える」とは、職場に継続的に勤めるために求められる自らの健康を維持する方法や、職場での休憩等の時間を積極的に生かす方法などについて考えることである。(中略)また、休日の計画的な過ごし方を考え、福祉サービスや参加できる生涯学習の活動、地域の施設の活用などを組み合わせて利用するなど、自分の生活やニーズに沿って調整すること、職場のレクリエーションやサークル活動への参加や福利厚生施設の利用を計画することなども考えられる。</p> <p>(前略)なお、情報の技術は使い方次第で、いわゆる「ネット依存」などの問題が発生する危険性があることや、トラブルに巻き込まれた際の対応についても扱うようにする。</p> <p>また、余暇時間などにおける買い物やインターネットを適切に行うために、クレジットカードやキャッシュカード、マイナンバー等の個人情報の取扱いに関しては、情報セキュリティの中でも特に管理を要するものとして生徒の実態に応じて指導することが大切である。(後略)</p>
	【家庭】	<p>1 目標</p> <p>生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(3) 家族や地域の人々との関わりを考え、家族の一員として、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し考えようとする実践的な態度を養う。</p>	<p>「生活の営みに係る見方・考え方を働かせ」とは、家庭科が学習対象としている家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、生涯にわたって、自立し共に生きる生活を創造できるよう、よりよい生活を営むために工夫することを示したものである。(中略)</p> <p>「よりよい生活の実現」に向けて工夫する資質・能力とは、家庭科の学習で育成を目指す資質・能力であり、生涯にわたって健康で豊かな生活を送るための自立の基礎として必要なものについて示したものである。(後略)</p>

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	教科	学習指導要領	解 説
第1款 各学科 に共通 する各 教科の 目標及 び内容	〔外国語〕	<p>1 目標</p> <p>外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(3) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。</p> <p>3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>(2) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ウ 外国語科を設ける場合は、生徒の障害の状態や実態に応じて、指導目標を適切に定め、3年間を通して外国語科の目標の実現を図るようにすること</p>	<p>「主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度」とは、単に授業等において積極的に外国語を使ってコミュニケーションを図ろうとする態度のみならず、学校教育外においても、生涯にわたって継続して外国語習得に取り組みようとするといった態度を養うことを目標としている。</p> <p>これは、学校教育法において、学力の重要な要素として「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう」、「主体的に学習に取り組む態度」を養うことを掲げていることを踏まえたものである。知的障害のある生徒においては、卒業後の生活を考慮し、外国語でコミュニケーションを図ることの楽しさや喜びを十分に味わうことで、学校教育外でも外国語に興味・関心をもち続け、学んでいこうとする態度を養うことが大切である。</p>
		<p>(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ウ 情報科を設ける場合は、生徒の障害の状態や実態に応じて、指導目標を適切に定め、3年間を通して情報科の目標の実現を図るようにすること。</p>	<p>ウは、高等部で外国語科を設ける場合は、生徒の障害の状態や実態に応じて、指導目標を適切に定めるとともに、3年間を通して外国語科の目標の実現を図るようにすることを示している。その際、卒業後の生活を見通して、さまざまな言語の使用場面において対話的な活動を十分にを行い、生涯学習への意欲を高めるようにすることが大切である。</p>
	〔情報〕	<p>3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ウ 情報科を設ける場合は、生徒の障害の状態や実態に応じて、指導目標を適切に定め、3年間を通して情報科の目標の実現を図るようにすること。</p>	<p>(前略)また、段階の指導への円滑な接続がなされるよう留意することも示している。その際、卒業後の生活を見通して、さまざまな情報や情報機器を適切かつ効果的に活用する機会を十分に設け、生涯学習への意欲を高めるようにすることが大切である。</p>